

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて
(第2次報告)(案)」に対するパブリックコメントの実施結果について(案)

1. 概要

中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会では、環境基本法に基づく水質環境基準の設定のうち、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて、第2次報告案を取りまとめた。本報告案について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 意見募集期間：平成21年7月21日(火)～8月21日(金)
- 告知方法：電子政府の窓口(e-GOV)、環境省ホームページ及び記者発表
- 意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

2. 提出された意見数

意見提出者数： 15名・団体
のべ意見数： 27件

3. 御意見と対応方針

御意見の内容と対応方針については、別紙参照

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第2次報告)(案)」
 に対する意見募集結果について(案)

番号	意見概要	見解	のべ 意見数
	1. はじめに		
	無し		
	2. 検討事項等		
	(1) 検討事項		
	無し		
	(2) 検討に当たっての基本的考え方		
1	基準値及び指針値は、国内外の飲料水の基準を基に設定されており、また、環境基準の適用は全ての水域に同じ基準を適用することを基本としていると記述されているが、この考え方は、自然的原因により要監視項目の指針値を超えて検出される物が多数存在し、結果として監視を継続せざるを得ない項目が複数存在することから現実的ではない。人の健康の保護に関わる水質環境基準は、飲料水源として適切であると考えられる水域のみの指定してはどうか。	環境基準は広く有害物質の環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいこと、地下水と河川・海域などの公共用水域は一体として一つの水循環系を形成していることから、飲料水源のみならず、全ての水域に同じ基準を適用することを基本としております。	1
2	水質環境基準健康項目及び要監視項目の対象とすべき物質の選定に関して、基準を明確にすべきである。	水質環境基準健康項目については、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められることとされており、その選定に当たっては、平成16年答申の考え方を基本に、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」を個別物質ごとに検討しています。水質環境基準については、「選定のポイント」に示されているとおり、毒性情報等の知見や我が国における水環境中での検出状況、生産、使用等の実態等を踏まえ、各項目の取扱いを判断することとしており、各項目の取扱いを判断することが妥当であると考えております。	2
3	分解により生成するものが存在しているため、「生産・使用等の実態を踏まえ」を「生産・使用・分解生成の実態を踏まえ」と改める必要がある。	本文では「生産・使用等の実態等を踏まえ」としており、「等」の中に分解生成物も含んでいると解しています。	1
4	自然的原因による基準値超過検出の配慮が、「公共用水域」のみ記載があつて、なぜ「地下水」にはないのか疑問である。公共用水域の内容と相違があれば、地下水の自然的原因による地下水環境基準値超過の検出についても記載するべき。	「公共用水域において明らかに自然原因により…考慮する必要がある」を、「公共用水域等において…」と地下水を含む記載に変更いたします。	1
5	基準値を超過した場合の取扱いに関しては、自然的原因による物であっても対策は必要であり、基準値遵守のために十分な対策を行う必要がある。	報告案においても、「公共用水域において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されたと判断される場合には、測定結果の評価及び対策の検討に当たってこのことを十分考慮する必要がある。」とされており、自然由来のもの取扱いについても、必要な対策が講じられる必要があると考えます。	1
	3. 検討結果		
	(1) ①塩化ビニルモノマー		
6	地下において検出される塩化ビニルモノマーのほとんどは分解物であり、塩化ビニル製造と関わりのないものであるが、塩化ビニルモノマーという用語は塩ビ製造の原料を指す名称として一般的にも使用されているため、塩化ビニルモノマーの検出が塩ビ製造と関与しているかのような誤解を与える。化管法、化審法で使用している「クロロエチレン」もしくはUPACで使用している「クロロエテン」という用語を使用されたい。	平成16年2月の第1次答申及び要監視項目として指定していた項目との整合を図るため、本報告においては、「塩化ビニルモノマー」という用語を用います。 なお、環境基準として告示する用語については、今後、環境省において検討されます。	1

番号	意見概要	見解	のへ 意見数
7	バイオレメディエーションによるトリクロロエチレン等の分解過程において、一時的に塩化ビニルモノマーが生成し、基準値を超過することが想定されるため、バイオレメディエーション施工中の一時的な基準値超過について判断・取扱を明確にする必要がある。	ご指摘の通り、バイオレメディエーションによるトリクロロエチレン等の分解過程において塩化ビニルモノマーの生成が考えられますが、生成された塩化ビニルモノマーについても、トリクロロエチレン等と同様に、汚染範囲や汚染濃度を適切に把握することが必要と考えます。したがって、分解によって生成された塩化ビニルモノマーについて、他の環境基準項目と異なる特別の判断や取扱は必要ないと考えます。	1
	(1)②1,4-ジオキサン		
8	1,4-ジオキサンの排出源の調査が不十分であるため、排出源の原因を明確にされたい。	1,4-ジオキサンについては、第1次答申において、「公共用水域等の検出状況、1,4-ジオキサンの取扱い状況、環境への排出状況等についての知見の収集に努める必要がある」とされており、公共用水域については平成16年から平成19年の4年間に延べ2485地点において調査を行い、指針値を超過した地点については第9回環境基準健康項目専門委員会において超過原因を整理しており、排出源の調査は既に十分であると考えます。	1
9	1,4-ジオキサンは廃棄物埋立処分場や家庭からの排出が確認されているが、今回の報告ではこれらの要因の十分な調査・検討が行われず排出源の量的な位置付けがなされないままにPRTRデータのみが取り上げられて環境基準項目とすべきとなっている。1,4-ジオキサン排出源についての調査が不十分であり、分解生成等も含めた総合的な整理・検討をお願いする。	1,4-ジオキサンの削減対策については、その排出実態についてより詳しい調査が必要であることから別途検討する予定です。	1
10	1,4-ジオキサンの処理は難しい。また、使用業種、用途によっては代替品が容易に見つけれない場合がある。そのため1,4-ジオキサンの処理技術の確立への国の支援を求める。	1,4-ジオキサンの規制及び処理技術の評価については、別途検討する予定です。	3
	(1)③エピクロロヒドリン		
	無し		
	(1)④アンチモン		
	無し		
	(1)⑤全マンガン		
11	基盤岩中に黄鉄鋼が存在する地域では、造成工事に伴い高濃度のマンガンやアルミニウムを含む排水が下流河川に流出することがある。物質自体は自然由来であるが、人為的行為により生じる現象であるため、全マンガンは環境基準項目とすることが望ましいと考える。	今回の議論では、検討対象項目の生産、使用等の実態を踏まえ、その取扱いを判断したところですが、ご指摘の事項については今後の環境基準項目の検討における参考とさせていただきます。	1
	(1)⑥ウラン		
	無し		

番号	意見概要	見解	のへ 意見数
	(2)①1,4-ジオキサン		
	無し		
	(2)②1,1-ジクロロエチレン		
	無し		
	(2)①1,4-ジオキサン		
	無し		
	(2)③(シス、トランス)-1,2-ジクロロエチレンについて		
	無し		
	(2)④1,1,1-トリクロロエタン		
	無し		
	(3)その他		
	無し		
	4. 測定方法		
12	塩化ビニルモノマーにヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法の採用をお願いする	今後の公定分析法の検討における参考とさせていただきます。	1
13	塩化ビニルモノマーは特に揮発によって除去されやすく、採取方法・採取者による差が大きいので地下水の採取法について追加記載が必要と考える。また、測定は採取容器、保管時間による揮発等の差が大きく分析値に影響があるため、条件設定の根拠となる実際の試料の分析が行われていれば、そのデータ等及び公定法として許容誤差についてお示しいただきたい。さらに、運搬・保管の影響、塩化ビニル標準液の濃度の経時変化についてデータがあればお示しいただきたい。	ご指摘のとおり、塩化ビニルモノマーは揮発しやすい物質ですので、付表1の3「試料の採取及び保存」の本文及び(注16)に、試料採取等における注意事項について記載しております。なお、測定方法の検討にあたっては、調整した試料を使って精度の確認試験を行っておりますが、採取容器や保管時間等の影響を検討するための分析は行っておりません。	1
14	別紙3の新規基準項目の測定方法 塩化ビニルモノマーの測定方法の(注13)について『この装置を用いなくて検出ピーク幅を狭める機能を備えている物もある。』とあるが、この表記はスプリッターインジェクションシステムと理解してよろしいのか。	有用な方法の一つであると考えています。	1
15	1,4-ジオキサンにヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法の採用をお願いする。	今後の公定分析法の検討における参考とさせていただきます。	5
16	1,4-ジオキサンにパージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法の採用をお願いする。	今後の公定分析法の検討における参考とさせていただきます。	3
17	1,4-ジオキサンの溶出後、濃縮せずに、5mLに定容して試料処理液とする測定方法の採用をお願いする。	別紙3 付表2 (注14)の記載のとおり、装置の感度が十分得られる場合は、濃縮を行わずに定容してもよいとしております。	1
	5. おわりに		
	無し		
	全体を通して		
18	新旧の科学的知見によって見直しを実施すべき環境基準は多々ある物と考えられる。環境基準の緩和についても速やかに対応していただきたい。	今後の環境基準項目の検討における参考とさせていただきます。	1